

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの附属の設備の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年8月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金（1 回につき）	
附属の設 備	ホール	照明設備	第1スポットライト	1式	円 2,650
			第2スポットライト	1式	3,400
			第3スポットライト	1式	3,400
			第4スポットライト	1式	3,400
			第5スポットライト	1式	3,580
			第6スポットライト	1式	1,520
			第7スポットライト	1式	1,160
			第8スポットライト	1式	1,160
			カラーフィルター	1式	200
			クセノンフォロースポットライト	1式	1,190
			プロジェクタースポットライト	1式	210
			ディスクマシーン	1式	350
			スライドキャリアマスク	1式	110
			ダブルマシン	1式	210
			リニアエフェクト	1式	290
			パターンアダプター	1式	40
			ミラーボール（丸変速型）	1式	100
			ミラーボール（楕円変速型）	1式	130
			波エフェクト	1個	70
			ステージスポットライト（1kw）	1個	220
		ステージスポットライト（0.5kw）	1個	200	
		エリプソイダルスポット	1式	60	
		ストリップライト	1台	90	
		スモークマシーン	1式	210	
		映像設備	高輝度プロジェクター	1台	13,730
			書画カメラ	1台	800
			移動型液晶プロジェクター	1台	3,010
		舞台設備	水引幕	1枚	580
			源氏幕	1対	360
			引割幕	1対	1,870

		袖幕	1 枚	400
		一文字幕 (高さ4,550mm)	1 対	860
		一文字幕 (高さ3,200mm)	1 枚	620
		バック幕	1 対	1,710
		ダメ黒幕	1 対	650
		平台	1 台	150
		箱足	1 個	10
		箱階段	1 台	230
		電動昇降式演台	1 台	1,060
		花台	1 台	200
		司会者台	1 式	860
		金びょうぶ	1 双	2,430
		白びょうぶ	1 双	2,430
		旗パネル	1 枚	270
		地 ^{がすり} 絨 (幅18,000mm)	1 枚	1,020
		地 ^{がすり} 絨 (幅6,000mm)	1 枚	210
		展示パネル	1 式	1,100
		ホワイトボード	1 台	60
		プログラムスタンド	1 台	120
		パンチカーペット	1 巻	260
		仮設ステージ	1 式	890
		ミーティングチェア	1 脚	20
		ピアノ	1 台	13,960
		指揮者台	1 台	140
		指揮者用譜面台	1 台	70
		譜面台	1 台	70
	その他の設備	同時通訳装置	1 式	16,940
		国際会議用テーブル	1 式	13,440
ホール以外 の施設	展示室	展示台 (高さ850mm)	1 台	130
		展示台 (高さ900mm)	1 台	260
		展示台 (高さ1,050mm)	1 台	320
		展示台 (高さ1,200mm)	1 台	340
		簡易式展示パネル (3連)	1 台	320
		簡易式展示パネル (4連)	1 台	410
		簡易式展示パネル (5連)	1 台	510
		昇降式自立パネル	1 台	740
		床面照明器具	1 台	30
		スポットライト	1 台	20
		可動カウンター	1 台	80

		椅子	1脚	20
スタジオ・調整室		ドラムセット	1式	700
		ギターアンプセット	1式	710
		ベースアンプセット	1式	610
		電子ピアノ	1台	300
		シンセサイザー	1台	250
		譜面台	1台	10
		丸椅子(楽器演奏用)	1脚	10
		スピーカーパワーアンプセット	1式	910
		ダイナミックマイクロホン1	1本	60
		ダイナミックマイクロホン2	1本	30
		コンデンサーマイクロホン	1本	110
		マイクスタンド(ブーム式)	1台	50
		マイクスタンド	1台	50
		ステレオヘッドホン	1台	30
	リハーサル室		ピアノ	1台
会議室801(特別)		固定型プロジェクター	1台	1,170
		放送設備	1式	1,020
		ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
会議室803		固定型プロジェクター	1台	1,170
		ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
会議室804		固定型プロジェクター	1台	6,000
研修室812		固定型プロジェクター	1台	1,170
		ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
ホール・ホール以外の施設共通		簡易スピーカーシステム	1台	220
		放送設備	1式	1,400
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオ カセットテープレコーダー	1台	120
		発光ダイオードスポットライト	1台	290
		ポータブルブルーレイディスクプレーヤー	1台	70
		スクリーン	1台	140
		パイプ組立式スクリーン	1式	530
		移動型プロジェクター1	1台	670
		移動型プロジェクター2	1台	340
		書画カメラ1	1台	470
		書画カメラ2	1台	270
		プロジェクター・書画カメラ台	1台	160
		ノートパソコン	1台	330
		茶道具	1式	640

	展示パネル	1 枚	110
	金びょうぶ	1 双	720
	リノリウム	1 枚	80
	折りたたみテーブル	1 台	20
	スタッキングテーブル	1 台	90
	ステージ	1 台	580
電気料		1 k wまでごとに	140

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものと
する。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

平成29年8月7日